

保険診療での胚・精子の凍結延長保存について

- 胚の保険診療での延長は以下の1~4全ての条件を満たす方が対象となります
- 精子の保険診療での延長は以下の1,2の条件を満たす方が対象となります

条件		条件の詳細
1	保険での治療の要件を満たしている	<ul style="list-style-type: none">・40歳未満*で保険での胚移植6回未満であること・40歳以上*で保険での胚移植3回未満であること・更新時43歳未満であること <p>*保険での治療開始時の妻の年齢</p>
2	現在通院中または治療再開予定である	<ul style="list-style-type: none">・現在保険適用で診療中の方・すぐに治療を再開される方
3	凍結保存期間中に来院できる	保険での延長には治療計画書の作成と、医師からご夫婦への説明・同意が必要です。
4	保険での凍結管理が3年未満である	<p>導入時(採卵・凍結時)含めて合計3年間は保険診療での凍結管理が可能となります。</p> <p>下記の図はイメージです</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>① 凍結胚の更新を保険を使用して連続して行う場合 4年目以降は自費の延長料がかかります</p><p>② 途中で自費診療を行った等の理由がある場合でも、 計3年間分の延長料には保険が使用できます</p></div>

●上記以外の方は全て自費での延長対象となります

胚、精子いずれの場合も、「延長料のお支払い」「延長依頼書のご提出」をお願いいたします。

妊娠性温存療法で凍結した胚・精子の保存延長は保険適用されません。

都道府県の助成事業がありますので、詳しくは下記リンクよりご確認ください。

[東京都福祉保健局サイト 生殖機能\(妊娠性\)の温存について](#)

ご不明な点はお電話にてお問い合わせください

虹クリニック TEL : 03-5335-6577